**平成２３年（フ）第２１６４号**
横浜市中区本牧原21番１―1203号
債務者　小倉　　靖
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２１６５号**
横浜市港南区日野８丁目17番16号　ビューテラス日野201
債務者　森　さやか
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２１９３号**
神奈川県鎌倉市山ノ内153番地　ハイステージ北鎌倉206
債務者　鈴木　智子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２２１７号**
横浜市鶴見区北寺尾２丁目10番23号
債務者　鈴木　道子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２２７５号**
横浜市磯子区洋光台５丁目19番３―101号
債務者　橘田美加穂
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２２８８号**
神奈川県鎌倉市山崎1390番地　レーベンスガルテン山崎６号棟806号室
債務者　木下　美樹
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２３９１号**
神奈川県藤沢市長後949番地の１　コスモＡｏｉ長後Ⅲ301号
債務者　山下三枝子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２４０４号**
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン14―６号棟107号
債務者　倉田　明子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第５９６６号**
大阪府枚方市桜丘町22番18号
債務者　吉田　泰子（旧姓杉友）
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第５９６８号**
大阪市住之江区南港東１丁目７番69―1325号
債務者　千野　　望
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６０７０号**
大阪府大東市深野５丁目18番13号、前住所大阪府大東市深野５丁目６番33号
債務者　花田　　新
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４５９号**
静岡市清水区梅ヶ谷２番地の15　芝添ハイツ105号
債務者　山本　芳弘
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第４１７号**
静岡県浜松市東区和田町282番地の１　貴船ハイツ２―Ａ
債務者　千原　宏和
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２３年（フ）第４３３号**
静岡県浜松市中区鴨江１丁目23番17号
債務者　大矢　錦吾
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２３年（フ）第４４９号**
愛知県安城市住吉町１丁目８番18号　パビリオン第２住吉102
債務者　唐澤　喜一
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月24日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係